

道路運送車両法

1 . 案内情報

- 手続名 : 自動車検査用機械器具の校正を行う者（登録機関）の登録
- 手続根拠 : 指定自動車整備事業規則第13条第1項
- 手続対象者 : 自動車検査用機械器具の校正を行おうとする者
- 提出時期 : 指定自動車整備事業規則第13条第2項の登録を受けようとするとき
- 提出方法 : 申請書等に必要事項を記入の上、添付書類とともに、地方運輸局へ提出してください
- 手数料 : なし
- 添付書類 : 管轄する地方運輸局整備課へお問い合わせください
- 申請書様式 : 管轄する地方運輸局整備課へお問い合わせください
- 記載要領・記載例 : 管轄する地方運輸局整備課へお問い合わせください

2 . 窓口情報

- 提出先 : 管轄する地方運輸局整備課
- 受付時間 : 地方運輸局整備課へお問い合わせください
- 相談窓口 : 地方運輸局整備課